別紙

「(仮称) 伊佐・えびの・人吉風力発電事業環境影響評価準備書」に対する環境大臣意見

本事業は、株式会社グリーンパワーインベストメントが、鹿児島県伊佐市、宮崎県えびの市及び熊本県人吉市において、最大で出力117,600kW（単機出力4,200ｋW×最大28基）の風力発電所を設置するものである。

今日の地球温暖化の危機的状況においては、再生可能エネルギーの主力電源化を進めることが不可欠であるが、再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、景観や生物多様性の観点を含めた環境等への影響について地域の懸念が顕在化している。令和６年５月に閣議決定された第六次環境基本計画では、再生可能エネルギーの最大限の導入に向けた取組を加速化するとした上で、再生可能エネルギー発電設備の不適正な導入による環境への悪影響を防ぎ、地域の自然の恵みを損なうことなく地域の合意形成を図りつつ、地域共生型の再生可能エネルギーの積極的な導入を目指す必要があるとしている。

本事業者は、地域と共生した再生可能エネルギーの導入のため、売電収入の一部を原資とした地域振興基金等の設置、地域雇用の創出並びに風力発電所を活用した観光振興及び環境教育を検討するなど、一定の配慮が認められる。

一方、対象事業実施区域の周辺には、複数の住居が存在しており、一部の地域において、本事業の工事用資材等の搬出入に伴う騒音が最大で16dB、建設機械の稼働に伴う騒音が最大で17dB増加する予測結果となっている。また、風力発電設備の稼働による風車の影については、１地点において、事業者が参考とした諸外国のガイドラインの参照値を超過している。さらに、対象事業実施区域及びその周辺は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号。以下「種の保存法」という。）に基づき国内希少野生動植物種（以下「国内希少種」という。）に指定されているクマタカの生息密度が高い地域であり、この地域では10ペアの営巣及び繁殖が確認されている。さらに、国内希少種に指定されているヤイロチョウの飛翔及びサシバ等の渡りの飛翔が確認されている。加えて、対象事業実施区域及びその周辺は、森林法（昭和26年法律第249号）に基づき水源かん養保安林及び土砂流出防備保安林に指定されているほか、一部には山地災害危険地区調査要領（平成18年７月林野庁）に基づく崩壊土砂流出危険地区が存在している。また、対象事業実施区域の周辺では、生活用水及び農業用水として地下水、表流水等が利用されている。

以上を踏まえ、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。

１．総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

（１）関係機関等との連携及び地域住民等への説明について

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し、丁寧かつ十分な説明を行うこと。

（２）事業計画の見直しについて

本意見の内容及び今後の検討を踏まえ、風力発電設備の基数、配置の変更等の事業計画の見直しを行う場合には、評価書においてその考え方を正確かつ分かりやすく記載すること。また、事業計画の見直しの結果に応じて、騒音、風車の影その他の環境影響評価項目について予測及び評価を再度実施し、専門家等の助言を踏まえ、環境保全措置を検討・実施すること。

（３）事後調査について

ア　事後調査を適切に実施すること。また、事後調査の結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を適切に講ずること。

イ　上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるよう、これまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討すること。

ウ　事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

２．各論

（１）騒音に係る影響

対象事業実施区域の周辺には、複数の住居が存在しており、一部の地域において、本事業の工事用資材等の搬出入に伴う騒音レベルが最大で16dB、建設機械の稼働に伴う騒音レベルが最大で17dB増加する予測結果となっている。これは、本事業者が参考とした環境基準値等は超過しないものの、現況値から大きく増加するとされている。

このため、工事の実施に伴う騒音による生活環境への影響を極力低減する観点から、工事工程の分散、低騒音型の建設機械の使用等の環境保全措置を講ずるとともに、工事実施前における地域住民への説明の際に工事期間、工事時間帯並びに工事関係車両の走行ルート及び走行時間帯について情報提供を行うこと。さらに、地域住民から問い合わせがあった際には、走行時間の調整、交通誘導員の配置、建設機械の稼働時間の調整、防音シートの設置等を適切に検討すること。

（２）風車の影に係る影響

対象事業実施区域の周辺には、複数の住居が存在しており、１地点において、風力発電設備の稼働に伴う風車の影については、事業者が参考とした諸外国のガイドラインの参照値を超過している。

このため、風力発電設備の稼働に伴う風車の影による生活環境への影響を極力低減する観点から、風車の影による生活環境への影響が生じる可能性がある住居の住民に対して、評価書段階での予測及び評価結果に基づき、環境保全措置及びその効果を含む十分な事前説明を実施すること。また、事後調査を適切に実施し、その結果、環境影響が十分に低減できていないと判断された場合には、遮光カーテン又はブラインドの設置等の追加的な環境保全措置を講ずること。

（３）鳥類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺は、種の保存法に基づき国内希少種に指定されているクマタカの生息密度が高い地域であり、この地域では10ペアの営巣及び繁殖が確認されている。また、国内希少種に指定されているヤイロチョウの飛翔及びサシバ等の猛禽類等の渡りの飛翔が確認されている。本事業計画においては、クマタカへの影響を回避・低減するために、風力発電事業におけるクマタカ・チュウヒに関する環境影響評価の基本的考え方（令和６年６月環境省大臣官房環境影響評価課。以下「基本的考え方」という。）を踏まえた風力発電設備の配置の検討を行っている。一方、基本的考え方では、本事業の対象事業実施区域のように生息密度が高くペア間の行動圏が密集している地域においては影響が大きくなる可能性があり、今後の検討が必要であるとされている。そのため、本事業の実施による環境影響の予測及び評価並びに環境保全措置の効果については不確実性が伴うことから、事後調査を十分に実施し、事業による環境影響を適切に把握することが重要である。

このため、本事業の実施による鳥類への影響を回避又は極力低減する観点から、以下の措置を講ずること。

ア　稼働後のバードストライクの有無に加え、工事中及び稼働後のクマタカの生息及び繁殖状況に関する事後調査を適切に実施すること。また、事後調査の結果、準備書に記載されている重要な鳥類において、バードストライクを含む重大な影響が認められた場合は、環境保全措置に係る最新の知見の収集に努め、専門家等からの助言を踏まえ、視認性を高める措置を含む追加的な環境保全措置を講ずること。

イ　稼働後においてバードストライクが発生した場合の措置の内容について事前に定めるとともに、重要な鳥類の衝突等による死亡及び傷病個体が確認された場合は、その確認位置、損傷状況等を記録し、速やかに関係機関との連絡及び調整を行い、死亡及び傷病個体の搬送並びに関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。

（４）土地の改変に伴う自然環境に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺は、森林法に基づき水源かん養保安林及び土砂流出防備保安林に指定されているほか、一部には山地災害危険地区調査要領に基づく崩壊土砂流出危険地区が存在している。また、対象事業実施区域の周辺では、生活用水及び農業用水として地下水、表流水等が利用されている。このことから、土地の改変による水環境、動植物の生息・生育環境、生態系等への影響が懸念される。

このため、風車ヤード、道路等の設置場所、設計及び工法並びに風力発電設備の建設機材の選定に関して、更に検討を行い、切土量及び盛土量を可能な限り少量化することで、土地の改変を最小限に抑制し、土砂の崩壊又は流出による水環境及び動植物の生息・生育環境への影響を回避又は極力低減すること。